



県章

群馬県報

平成28年
10月11日(火)
第9441号

目次

ページ

告 示

○群馬県准看護師試験の実施(医務課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○同	3
○道路の供用開始(同)	3
○同	4
○同	4

公 告

○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	5
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	5

落 札

○落札者等の決定(病院局総務課)	5
------------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第271号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、群馬県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成28年10月11日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 試験日時及び方法 平成29年2月19日（日）午後1時から 筆記試験
- 2 試験場所 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁
- 3 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第23条に掲げる試験科目
- 4 受験資格 保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者
- 5 提出書類
 - (1) 受験願書
 - (2) 受験資格を証明する書類 卒業証明書若しくは修業証明書又は卒業見込証明書若しくは修業見込証明書
ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者は、平成29年3月8日（水）までに卒業証明書若しくは修業証明書又は卒業判定証明書（指定養成所を卒業できると判定されたことを証する書面）若しくは修業判定証明書（指定養成所で准看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面）を提出すること。なお、同日までに卒業判定証明書又は修業判定証明書を提出した者は、同月10日（金）までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。
なお、期限内に未着の場合は、当該受験を無効とする。
 - (3) 写真 出願前6月以内に、脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもの
 - (4) 受験票
- 6 受験料 6,900円（群馬県収入証紙又は払込書による。）
なお、納付された受験料は、返還しない。
- 7 受験願書の提出期間 平成29年1月4日（水）から同月6日（金）までの午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。）
- 8 受験願書の提出先 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県健康福祉部医務課看護係
- 9 受験票の交付 受験願書受理後、受験票を送付する。
- 10 合格発表 平成29年3月9日（木）午前10時 群馬県庁2階県民センター前掲示板及び群馬県ホームページにおいて発表する。
- 11 試験結果の開示 平成29年3月9日（木）から同年4月7日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記8の場所において行う。
- 12 その他
 - (1) 試験会場の収容人員により、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、県内准看護師養成所の卒業生（卒業見込者を含む。）及び受験願書提出時点で県内に在住している者を優先する。
 - (2) 試験について不明な点は、群馬県健康福祉部医務課看護係（電話027-226-2538）に問い合わせること。

◎群馬県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	254号	甘楽郡甘楽町大字福島字多井戸根9番の3地先から同郡同町大字同字上宿1098番の2地先まで	前	8.2～18.4	351.9
			後	10.6～31.1	351.6
県道	下高尾小幡線	甘楽郡甘楽町大字福島字屋敷下1179番地先から同郡同町大字同字同1188番の1地先まで	前	7.8～10.0	109.6
			後	12.3～24.5	109.7
	福島停車場線	甘楽郡甘楽町大字福島字下町708番の1地先から同郡同町大字同字同706番地先まで	前	6.9～7.9	84.9
			後	11.5～19.6	80.8

◎群馬県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋赤城線	前橋市北代田町字位田673番の7地先から同市同字同649番の4地先まで	前	9.7～9.9	9.9
			後	9.7～17.3	9.9
		前橋市北代田町字位田662番の1地先から同市下細井町字宮後214番の2地先まで	前	15.4～21.1	81.6
			後	12.7～20.2	81.6

◎群馬県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋赤城線	前橋市北代田町字位田673番の7地先から同市同字同649番の4地先まで	平成28年10月11日

◎群馬県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	292号	吾妻郡草津町大字前口字カヤコシ139番の3地先から同郡同町大字同字ヤトコ32番の1地先まで	平成28年10月11日

◎群馬県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	海老瀬飯野線	邑楽郡板倉町大字海老瀬字三五郎2195番の1地先から同郡同町大字大高嶋字洗下3037番の1地先まで	平成28年10月15日

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成28年10月11日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
中之条沢田用水	監 事	再 任	関本道夫	吾妻郡中之条町大字折田2035番地
	同	新 任	唐澤豊	同 同 大字西中之条613番地
	同	退 任	篠原治三郎	同 同 同 457番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、みどり都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成28年10月11日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 みどり都市計画道路 3・3・9号 笠懸桐生大橋幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 みどり市笠懸町久宮及び阿左美地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所及びみどり市都市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間 平成28年10月11日から同月25日まで

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

平成28年10月11日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油JIS1種1号 729,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局総務課総務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成28年9月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 有限会社大森商店 群馬県伊勢崎市赤堀今井町一丁目187番1号
- 5 落札金額 37,500円（1リットル当たり）

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成28年8月30日
- 8 契約方法 単価契約

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
